

## 交渉の議事要旨

(開催日時)

平成24年4月13日(金) 14:30~15:30(60分)

(開催場所)

網走開発建設部 第1会議室

(出席者)

当局側(網走開発建設部)

伊藤 博(次長)、吉田 進(総務課長)、小林 義且(総務課長補佐)、  
風間 隆之(総務専門官)

職員団体側(全北海道開発局労働組合青年部網走支部)

本多 貴幸(部長)、鳴海 豊(副部長)、原田 都雷(執行委員)

(議題)

- 1 当部若年層職員の超過勤務の縮減について
- 2 当部若年層職員が休暇等を取得しやすい職場環境の整備について
- 3 当部若年層職員の宿舍の入居について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、取り決めた交渉議題について回答(別紙のとおり)。

(発言概要)

### 【議題1 当部若年層職員の超過勤務の縮減について】

(職員団体) 当部における超過勤務の実態はどのような状況なのか。また、把握している超過勤務の実態について、どのように認識しているか。

(当局) 平成23年度2月までの状況は、平成22年度の同時期に比して、月平均で1割程度減少している。

また、超過勤務の状況については、大雨、地震などの災害対応や本局からの資料作成依頼など他律的要因によるものや、業務の性質や時期により超過勤務が避けられない場合があると認識している。

当部としては、業務運営の簡素・効率化に努め、進行管理を徹底し、できる限り超過勤務が少なくなるよう引き続き努力していきたい。

(職員団体) 現在当局が取り組んでいる超過勤務縮減のための具体的な方策について伺いたい。

(当局) 当部においては、全課所統一的な取り組みのほか、各課所の実情に即した実行ある取組を一層進めるため、職場内ミーティングで職員と意見交換するなど十分認識を共有した上で進めるよう指導してきているところである。

具体的な方策としては、超過勤務や週休日及び休日出勤の事前届出による業務の進行管理に係る指導や、定時退庁日における定時退庁の励行のほか、部独自の方策として、事務部門においては、既存の引継書に業務処理に当たっての考え方や問題発生時の対処方法等を盛り込むことによる業務参考書への移行、技術部門においては、注意ポイント集や失敗事例集等の作成による効率的な業務処理の推進等の取組を行っているところである。

(職員団体) 慢性的な超過勤務によりストレスや不安を抱え、体調を崩す職員やメンタル系疾患の初期症状が出ている職員も少なくない状況にある。当局として職員の健康管理について、最大限の努力を求める。

(当局) 職員の健康管理については、課所長に対して、日ごろから職員の勤務状

況や健康状態を把握し、メンタル面を含め目配り、気配りをするところにより十分注意を払うよう指導しているところである。

また、心の不調を理由に長期間職場を離れていた職員の円滑な職場復帰については、人事院の指針に沿った職場復帰支援対策を進めているところである。

【議題2 当部若年層職員が休暇等を取得しやすい職場環境の整備について】

(職員団体) 現在、若年層職員の家庭では、夫婦共働きの家庭が多い実態にあるため、育児休業等を取得しやすい職場環境の整備を求める。

(当局) 仕事と育児の両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備については、これまでも努力しているところであり、職員から本人又は配偶者が妊娠中であることの申し出があった場合においては、適切な対応ができるよう、引き続き課所長を指導していきたい。

【議題3 当部若年層職員の宿舍の入居について】

(職員団体) 在勤地化された事務所においては、宿舍や独身寮のない職場もある。低賃金の若年層職員の希望者全員を宿舍に入居できるよう求める。

(当局) 平成24年2月9日付け財務省理財局長通達により、宿舍の貸与に関する取扱いが、一部改正となっており、当局としては、当通達の趣旨に基づき、宿舍を希望する職員が、類型に該当し、職務遂行上宿舍の貸与を必要としていることを確認の上、できる限り入居させるよう努めていく考えである。なお、今後結婚等の福利厚生（生活支援）目的のものについては貸与できないこととされたので、留意が必要である。

また、今後の宿舍の貸与については、「国家公務員宿舍の削減計画」に基づく当局の廃止対象宿舍の状況等を踏まえ、必要な場合には財務局所管の合同宿舍や他省庁宿舍への入居も含めて、入居調整を行っていく考えである。

文責は北海道開発局網走開発建設部当局（今後修正があり得る）

交渉議題に係る回答メモ  
(2012年春闘統一要求)

平成24年4月13日

1 当部若年層職員の超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当局としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、課所長を指導していきたい。

2 当部若年層職員が休暇等を取得しやすい職場環境の整備について

育児休業を初めとする仕事と育児の両立支援制度については、これまでもイントラネットや電子メールを通じて職員に周知を図ってきたところであり、引き続き意識啓発を含め周知に努めていききたいと考えている。

職員から本人又は配偶者が妊娠中であることの申出があった場合においては、その職員に対して両立支援制度の利用促進に資する情報提供を行っていくなど育児を行う職員が希望する制度を請求しやすい環境となるよう、引き続き課所長への指導を徹底していききたいと考えている。

年次休暇等の計画的使用の促進については、従来から課所長に対し、職員の希望、業務処理計画等を勘案・調整し、業務の効率的な進行管理を図るよう指導しているところである。また、年次休暇等の使用計画表を作成するなどして、連続した休暇を取得しやすい環境づくりに努めているところであり、特別休暇を含めた休暇を取得しやすい環境の整備に向けて、引き続き課所長への指導を徹底していきたい。

### 3 当部若年層職員の宿舎の入居について

平成24年2月9日付け財務省理財局長通達により、宿舎の貸与に関する取扱いが一部改正となっており、当局としては、当通達の趣旨に基づき、宿舎を希望する職員が、類型に該当し、職務遂行上宿舎の貸与を必要としていることを確認の上、できる限り入居させるよう努めていく考えである。